

高レベル放射性廃棄物の最終処分地選定に関する意見書

政府は、5月22日、特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針の改定案を閣議決定し、原子力発電に伴い生じる高レベル放射性廃棄物の処分地の選定について、国が前面に立って最終処分の実現に向けた取り組みを進めるとしました。

平成24年9月に、日本学術会議は、内閣府原子力委員会委員長からの高レベル放射性廃棄物の処分に関する取り組みについてと題する審議依頼に対する回答を発表し、高レベル放射性物質の最終処分の計画について、長期に安定した地層が日本に存在するかどうかについては科学的根拠の厳密な検証が必要であり、高レベル放射性廃棄物の処分に関する政策の抜本的見直しが必要であると提言しています。また、本道においては、北海道における特定放射性廃棄物に関する条例が制定されています。

よって、国におかれましては、原子力発電に伴い生じる高レベル放射性廃棄物の処分地の選定に当たっては、地方自治体の意思を尊重し、当該自治体及び近隣住民に不安を生じさせることのないよう努めることを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年9月24日

北海道江別市議会

提出先

内閣総理大臣

経済産業大臣